

茨木市成年後見人等報酬助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第28条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第44条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づき、成年後見人等に支払う報酬を助成することにより、財産上の不当取引による高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）及び障害者（以下「高齢者等」という。）の被害の防止及び救済を図り、もって高齢者等の自己決定の尊重と権利の擁護に資することを目的とする。

(助成事業の内容)

第2 成年後見人等報酬助成事業（以下「助成事業」という。）は、民法（明治29年法律第89号。第2及び第3において「法」という。）第8条に規定する成年後見人、法第12条に規定する保佐人又は法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人等」という。）が法第8条に規定する成年被後見人、法第12条に規定する被保佐人又は法第16条に規定する被補助人（以下「成年被後見人等」という。）に対して行う財産管理、身上監護等に関する事務（第6において「後見事務」という。）を適切に実施できるよう、成年被後見人等が成年後見人等に支払う報酬の全部又は一部を助成するものとする。

(対象者)

第3 助成事業の対象者（第3及び第4において「対象者」という。）は、次の第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第5号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 茨木市成年後見審判申立実施要綱（平成13年4月1日実施）第2の規定により市長が法第7条に規定する後見開始の審判、法第11条に規定する保佐開始の審判及び法第15条第1項に規定する補助開始の審判（以下この項において「後見等開始の審判」という。）の申立てを行い、家庭裁判所による審判を受けた者
- (2) 成年被後見人等本人が後見等開始の審判の申立てを行い、家庭裁判所による審判を受けた者で、かつ、茨木市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成18年8月1日実施）第6に規定する交付決定を受けた者
- (3) 次に掲げる者を成年後見人等として選任されている者
 - ア 弁護士（弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により登録された

弁護士をいう。)

イ 司法書士（司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項の規定により登録された司法書士をいう。)

ウ 行政書士（行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条の規定により登録された行政書士をいう。)

エ 社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第28条の規定により登録された社会福祉士をいう。)

オ 介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の規定により登録された介護福祉士をいう。)

(4) 現金、預貯金、投資信託、株式など処分可能な資産が500,000円未満である者。ただし、成年被後見人等本人が死亡し後見等事務を終結した場合にあっては、第4第1項に規定する報酬額以下とする。

(5) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条に規定する同法別表第1の13の項、31の項及び50の項の報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）の申立て年度（4月1日から6月30日までの間に審判の申立てをする場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である者、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者

2 前項に規定する対象者が死亡したことにより後見等事務を終結した場合にあっては、前項の3号に規定する成年後見人等を対象者とする。

（助成額）

第4 助成金の額は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、月額18,000円を限度とする。

2 助成金の額は、対象者が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている期間を対象に決定する。

3 助成金の額は、申請につき最長12か月分を対象に決定する。ただし、成年後見人等の就職の日からの報酬付与の審判の場合は最長24か月分を対象とする。

4 第1項から第3項の規定により給付額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る給付額については、日割計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した給付額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

（助成金交付申請）

第5 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭裁判所による報酬付与の審判があった日から6か月以内に茨木市成年後見人等報酬助

成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 家庭裁判所へ提出した報酬付与の審判の申立てに関する申立書及び添付書類の写し
 - (2) 成年後見登記事項証明書の写し
 - (3) 報酬付与の審判書謄本の写し
- （助成金交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、必要な調査及び審査を行い、助成金の交付を決定した申請者に対し茨木市成年後見人等報酬助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 市長は、前項の規定による審査を行った場合において、助成することが不相当と認めたときは、申請者に対し茨木市成年後見人等報酬助成金交付申請却下通知書（様式第3号）により通知する。
- （助成金の交付請求）

第7 第6第1項の交付決定通知書を受けた者は、茨木市成年後見人等報酬助成金交付請求書（様式第4号）を速やかに市長に提出し、助成金の交付を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第8 市長は、第7の規定による助成金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めたときは、交付請求書の提出のあった日の翌日から起算して30日以内に助成金を支給する。

（助成金の返還）

第9 市長は、助成金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第10 市長は、助成金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4の規定は、この要綱の実施の日以後に報酬付与の審判が確定したものについて適用し、同日前に報酬付与の審判が確定したものに係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

様式第1号（第5関係）

茨木市成年後見人等報酬助成金交付申請書

（申請先）茨木市長

茨木市成年後見人等報酬助成事業の助成金の交付について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな		成年被後見人等との関係
	氏名		
	住所 電話番号	〒 — 電話（ ） —	
成年被後見人等	ふりがな		生年月日
	氏名		年 月 日 (歳)
	住民票上の 住所 電話番号	〒 — 茨木市 電話（ ） —	
	実際に 住んでいる 場所	(施設・病院等名称：)	
成年後見人等	後見等の種類	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助	
	ふりがな		<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士
	氏名		<input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士
	住所 電話番号	〒 — 電話（ ） —	

同意書

茨木市成年後見人等報酬助成事業の審査に必要なときは、私の住民登録、課税状況等について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。

申請者氏名

㊞

(裏面もご確認ください。)

同意書

茨木市成年後見人等報酬助成事業の申請手続きを、表面に記載の成年後見人等に委任しているため、助成金交付決定通知書又は助成金交付申請却下通知書を受任者に郵送することに同意します。

申請者氏名



茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市成年後見人等報酬助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった茨木市成年後見人等報酬助成金交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____

2 助成額

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

印

茨木市成年後見人等報酬助成金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市成年後見人等報酬助成金交付申請
について、次の理由により却下したので通知します。

却下の理由

様式第4号（第7関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

茨木市成年後見人等報酬助成金交付請求書

年 月 日付け茨 第 _____ 号で決定のあった茨木市成年
後見人等報酬助成金を次のとおり請求します。

金 額 _____